

第二次 一般廃棄物処理基本計画

《令和4年度～令和13年度》
(2022年度～2031年度)



富士川町

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画策定の目的.....	1
(1) 法的根拠.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	1
(3) 計画対象地域.....	1
(4) 計画期間.....	1
第2章 町の概要.....	2
1. 町の現況.....	2
(1) 位置と地勢.....	2
(2) 面積と土地利用.....	2
(3) 人口.....	2
(4) 産業.....	3
第3章 ごみ処理基本計画.....	4
1. ごみ処理の現状と課題.....	4
(1) ごみの分別種類.....	4
(2) ごみの収集体制.....	4
(3) ごみ処理の体制.....	7
(4) ごみ排出量の実績.....	8
(5) ごみ処理の課題.....	11
2. ごみ処理基本方針.....	12
(1) 基本理念.....	12
(2) 基本方針.....	13
3. ごみの発生量及び処理量の見込み.....	13
(1) 将来人口の見込み.....	13
(2) 排出抑制及び再生利用に関する目標.....	13
4. ごみの排出抑制・減量化のための方策に関する事項.....	14
(1) 4Rの推進.....	14
(2) 普及啓発・環境教育の充実.....	15
5. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項.....	15
(1) ごみの収集運搬及び処理に関する基本的事項.....	15
6. その他ごみ処理に関し必要な事項.....	16
(1) ごみ収集・処理にかかる経費負担の適正化.....	16
(2) 廃棄物・リサイクル関連法への対応.....	16
(3) 災害廃棄物対策.....	17
(4) 不適正処理・不法投棄対策.....	17

第4章 生活排水処理基本計画	18
1. 生活排水処理の現状	18
(1) 生活排水処理の状況	18
(2) 生活排水の処理体系と処理主体	18
2. し尿処理の現状.....	20
(1) し尿等の収集・運搬の状況.....	20
(2) し尿処理施設の概況.....	21
3. 生活排水処理推進計画.....	21
(1) 生活排水処理の基本方針	21
(2) 計画処理量及び計画処理人口.....	21
4. し尿・汚泥の処理計画	22
(1) し尿・汚泥に係る将来予測	22
(2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画	22
5. その他の取り組み	23

第1章 計画の概要

1. 計画策定の目的

(1) 法的根拠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。」とされています。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第2項により「一般廃棄物処理計画」で定めるべき事項は次のとおりとなっています。

1. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
2. 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
3. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
4. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
5. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(2) 計画の位置づけ

本計画は、本町が総合的・長期的視点に立って、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでに必要な基本事項を定めるものです。本計画は、「富士川町第二次総合計画」並びに「富士川町循環型社会形成推進地域計画」等の上位計画や関連計画との整合を図りつつ、本町の一般廃棄物処理(ごみ処理及び生活排水処理)行政の最上位の計画に位置づけられます。

廃棄物問題への対応策は、単に廃棄物だけを独立させて議論できるものではなく、その背景にある経済や社会の構造や枠組みといった広域的な活動が行われている現代において、一人ひとりの生き方、生活様式にかかる問題として、環境保全、資源循環という視点から取り組んでいく必要があります。山梨県でも、ごみの減量化や再資源化に係る条例や計画が作られており、これらの目標を実現するために、廃棄物の発生抑制、再生利用及び適正処理といった様々な取り組みが、住民、事業者、町に課せられ、その役割は大きくなっています。

限りある自然、資源、環境と共生できる資源循環型・環境保全型の町を構築していくことを住民、事業者、町の共通目標として確認するとともに、本計画により一般廃棄物の排出抑制・再生利用・適正処理を行っていくこととします。

今回、「富士川町一般廃棄物処理基本計画」の最終年度に当たり、近年の法整備や循環型社会の形成に向けた各種計画などに対応するため、また、SDGs(持続可能な開発目標)の理念の達成を目指し、地域資源を補完し支えあう社会を構築していくために第二次富士川町一般廃棄物処理基本計画を策定するものです。

(3) 計画対象地域

本計画の対象区域は、本町全域とします。

(4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

但し、ごみ処理等を適正かつ効率的に行うためには、広域的な対応も必要なことから、他自治体や関係機関と連携しながら計画運営に努めます。

なお、社会経済情勢の変動があった場合や、国や山梨県における一般廃棄物処理の方針変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。

第2章 町の概要

1. 町の現況

(1) 位置と地勢

本町は、甲府盆地の南西部に位置し、一級河川富士川に沿って集落が発達してきました。西には、楡形山や源氏山などの 2,000m級の山々がそびえ、それらを源とする戸川や大柳川などが町内を横断し、人々の生活を潤してきました。

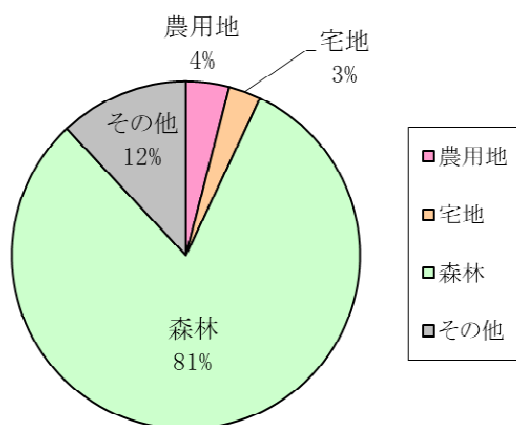
かつて富士川舟運を中心とした物資の往来や身延山参詣など、人の行き来の拠点として栄え、物資の輸送や人々の足が鉄道や自動車にかわった現代でも、静岡と甲府、あるいは長野方面を結ぶ交通の要衝にあります。

また、令和3年8月に中部横断自動車道の山梨・静岡間(中央自動車道(双葉JCT)と新東名高速道(新清水JCT))が全線開通し、首都圏、長野方面及び静岡方面の三方向が高速道路で結ばれました。これにより、今まで以上に利便性が向上し、交通や物流、産業にさらなる変化が見込まれます。

(2) 面積と土地利用

本町の面積は、112.00km²で、山梨県の面積の2.5%を占めています。

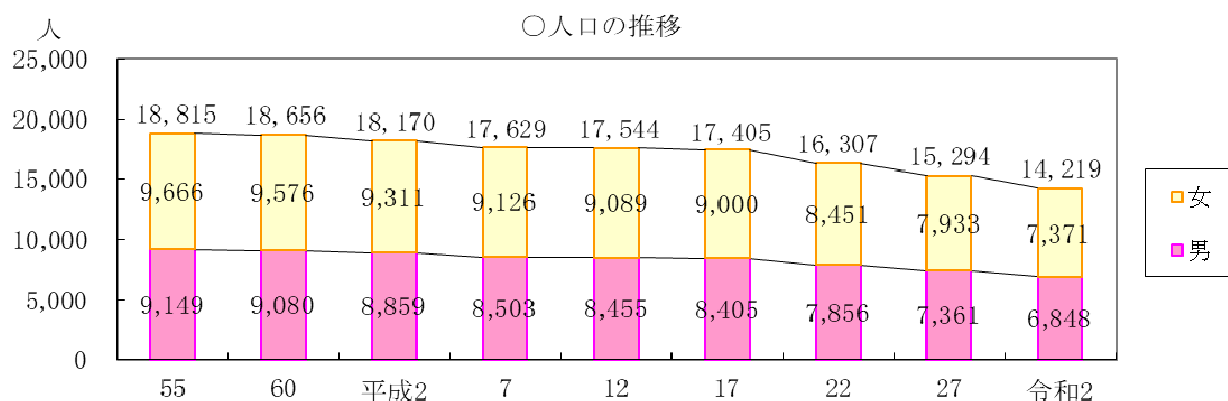
土地利用の状況は、森林の割合が81%と高く、農用地が4%、宅地が3%などとなっており、緑豊かな環境にあることが特徴としてあげられます。



(3) 人口

① 人口の推移

令和2年国勢調査における本町の人口は14,219人で、昭和55年から令和2年までの40年間に24.4%減少しています。

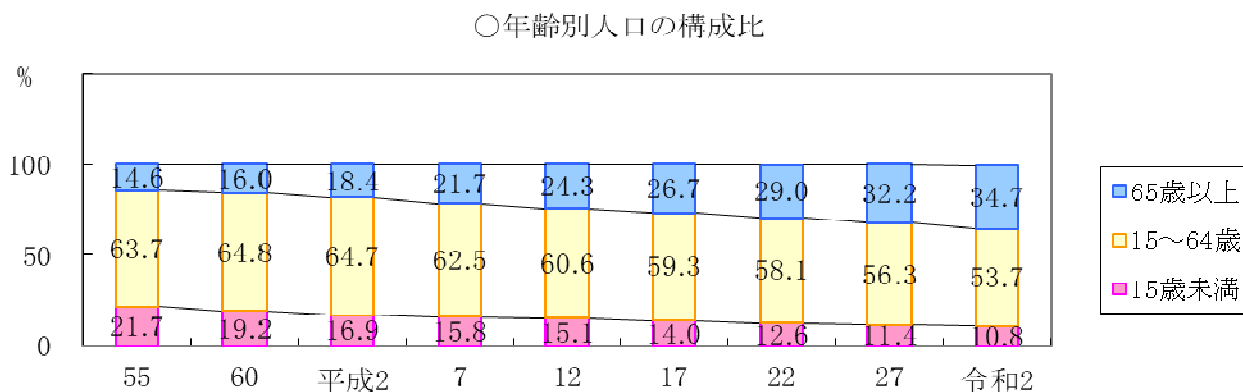


出典:国勢調査

②年齢構成

年齢別人口の構成比をみると、令和 2 年国勢調査では 15 歳未満の年少人口が 10.8%、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が 53.7%、65 歳以上の高齢者人口が 34.7%、年齢不詳が 0.8%となっており高齢者人口が増加し続けています。

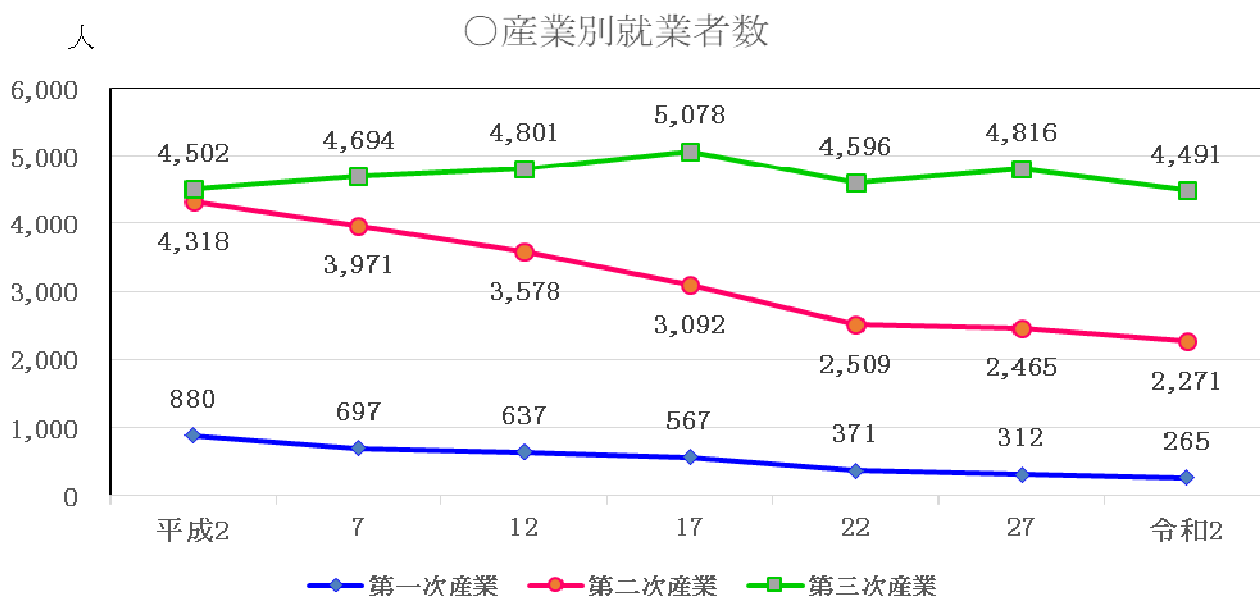
65 歳以上の割合は、山梨県全体(30.4%)と比較すると約 4.3 ポイント高く、年々高齢化が進んでいる地域といえます。



出典:国勢調査(表は年齢不詳を除く)

(4)産業

産業別就業者数の推移をみると、第1次産業、第2次産業は人数・比率ともに減少を続けています。一方、第3次産業では、人数は平成17年以降、減少増加を繰り返していますが、比率では、僅かではありますが年々増加しており、第3次産業に就業する割合が増加していることが分かります。



出典:国勢調査(分類不能の産業従事者を除く)

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状と課題

(1) ごみの分別種類

本町における分別の区分は、大きく「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」及び「資源ごみ」とし、収集の対象は、家庭から出るごみとします。また、区分内容については、法制度等の変更等により新たに資源化できる場合には順次検討していきます。

表 3-1 ごみ・資源物の区分

ごみの区分		内 容
可燃ごみ		厨芥類、紙類、木くず、台所ごみ、プラスチック製品等
不燃ごみ		陶器類、化粧品ビン、ガラス類、電球、蛍光管、電池等
粗大ごみ		家具類、家庭電化製品(リサイクルが義務づけられているテレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機・パソコンを除く)、自転車等
資源ごみ	ビン類	無色のビン、茶色のビン、その他の色のビン
	金物類	アルミ缶、スチール缶、スプレー缶、カセットボンベ、なべ、やかん等
	紙類	新聞紙、雑誌、広告紙、ダンボール、牛乳パック、商品・通販カタログ、ミックスペーパー
	プラスチック製容器類	弁当容器、洗剤容器、白色トレイ等
	ペットボトル	飲み物、酒、醤油等のペットボトル
	廃食油	使い終わった天ぷら油など
	衣服・くつ・カバン	コート、ジャンパー、スニーカー、革靴、ビジネスバッグ、旅行カバン等
	使用済小型家電	電話機、携帯電話・PHS、ビデオカメラ、デジタルカメラ、電子辞書等

(2) ごみの収集体制

本町の令和3年度のごみ・資源物の分別排出方法を 表 3-2 に示します。

粗大ごみについては排出者自ら、町の委託業者が清掃センターに持込むことになっています。

また、引越しや大掃除、植木の剪定等により一時的に多量に出るごみについては、排出者自らが清掃センターに持ち込むことになっています。

なお、家庭系のごみでも一時的な多量ごみや処理困難物、事業系一般廃棄物などは、町では収集せず、表 3-3 のとおり対応します。

事業系一般廃棄物については、自己搬入または許可業者による処理とし、回数は随時とします。

表 3-2 ごみ・資源物の分別排出方法

ごみ・資源物の区分		収集方式	収集頻度	排出容器
可燃ごみ		ごみ収集ステーション	2 回/週	指定袋
不燃ごみ (陶器類・ガラス食器等)		ごみ収集ステーション	1 回/月 ※12 月のみ 2 回/月	コンテナ等に入れ、氏名を明記した専用荷札を付ける
粗大ごみ		自分で町の委託業者か清掃センターへ持込む ※自分で運べない場合は、収集運搬許可業者へ依頼	(委託業者) 火・金曜日、第 3 日曜日の午前中 (清掃センター) 月～金曜日、第 2 土曜日の午前中	
資源 ご み	ビン類	リサイクルステーション	随時 (いつでも)	コンテナ
		ごみ収集ステーション	2 回/月	コンテナ等
	金属類	カン類 リサイクルステーション	随時 (いつでも)	コンテナ
		金物類・カン類 ごみ収集ステーション	2 回/月	コンテナ等
	ペットボトル	リサイクルステーション	随時 (いつでも)	コンテナ
		ごみ収集ステーション	1 回/月	
	プラスチック製容器包装類	リサイクルステーション	随時 (いつでも)	網袋
		指定収集場所 (拠点収集)	1 回/月 第 2 水曜日	
	紙類	新聞紙 リサイクルステーション	随時 (いつでも)	紙紐で縛る
			指定収集場所 (拠点収集)	
		雑誌 リサイクルステーション	随時 (いつでも)	
			指定収集場所 (拠点収集)	
		広告紙 リサイクルステーション	随時 (いつでも)	
			指定収集場所 (拠点収集)	
		牛乳パック リサイクルステーション	随時 (いつでも)	
			指定収集場所 (拠点収集)	
		ミックスペーパー リサイクルステーション	随時 (いつでも)	紙袋・箱に入れる か、紙紐で縛る
			指定収集場所 (拠点収集)	
		ダンボール リサイクルステーション	随時 (いつでも)	紙紐で縛る
			指定収集場所 (拠点収集)	
	廃食油	リサイクルステーション	随時 (いつでも)	収集ボックスの専用容器か、2ℓ以下のペットボトルに入れる
		指定収集場所 (拠点収集)	1 回/月 第 2 水曜日	
	衣服・くつ・カバン	専用のリサイクルステーション	随時 (いつでも)	紙袋か透明なビニール袋に入れて出す
	使用済小型家電	ふじかわ協業組合	毎週火・金曜日	回収ボックスにそのまま入れる

表 3-3 町が収集しないごみの分別区分と収集・処理の方法

分別区分		ごみの種類	収集・処理方法
家庭系	一時多量ごみ	家庭で引越し、大掃除、庭木の剪定などで一時的に出た多量のごみ	中巨摩地区広域事務組合清掃センターへ直接搬入する。 ※自分で運べない場合は、収集運搬業許可業者へ依頼する。
	処理困難物	建築廃材、自動車・二輪車及びその部品、タイヤ、塗料、プロパンガスボンベ、農薬、劇薬等	販売店、工事業者、スクラップ業者等取扱業者で適正に処理する。
事業系	事業系一般廃棄物	事業所、商店などから出る一般廃棄物（産業廃棄物以外のもの）	事業者自ら適正に処理する。 中巨摩地区広域事務組合清掃センターへ直接搬入する場合には、自らまたは収集運搬業許可業者に依頼して行う。

(3)ごみ処理の体制

本町では、南アルプス市・甲斐市・中央市・昭和町・市川三郷町とともに構成する「中巨摩地区広域事務組合」においてごみ処理を行っています。

また、金属類、紙類及び廃食油等については、民間に処理を委託しています。

○ごみ処理フロー

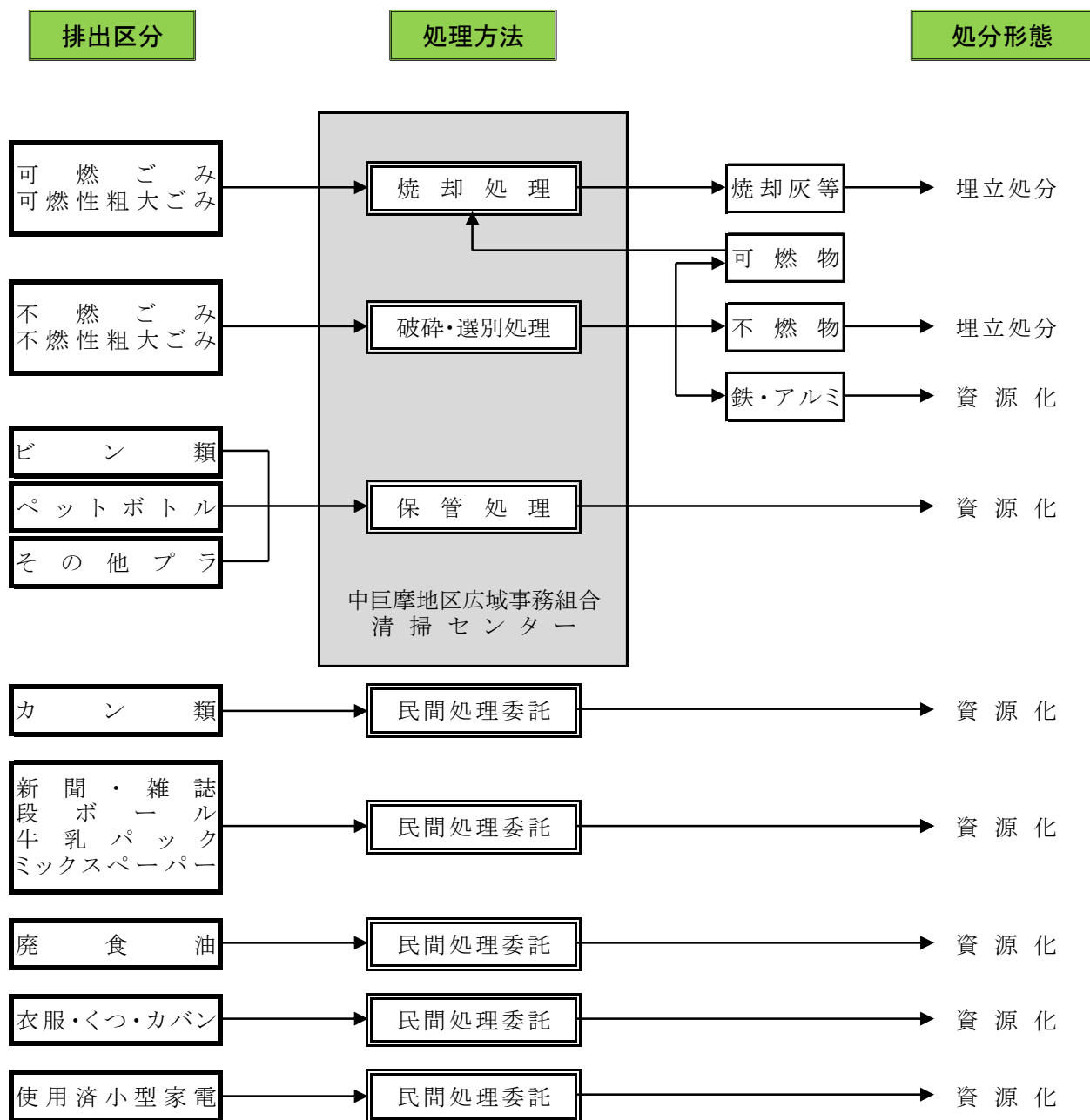


表 3-4 処理施設の概要

施設名称	中巨摩地区広域事務組合清掃センター 焼却施設	
所在地	中央市一町畑 1189	
処理方法	全連続燃焼式焼却炉	
処理能力	270 t / 日 (90 t / 24 h × 3 炉)	
処理設備	受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式
	燃焼設備	ストーカ方式
	燃焼ガス冷却設備	水噴射式
	排ガス処理設備	乾式有害ガス除去装置＋バグフィルタ
	余熱利用設備	温水発生器（場内給湯、場外余熱利用施設への暖房用熱源）
	通風設備	平衡通風方式
	灰出し設備	ピットアンドクレーン方式
	排水処理設備	ごみ汚水：炉内噴霧 その他排水：循環再利用方式

施設名称	中巨摩地区広域事務組合清掃センター 粗大ごみ処理施設	
所在地	中央市一町畑 1189	
処理方法	破碎選別方式（4 種選別）	
処理能力	40 t / 5 h	
処理設備	受入・供給設備	直投式（受入れホッパ）
	破碎設備	回転式破碎機
	選別設備	磁力式選別、慣性選別機、アルミ選別機、粒度選別機
	搬送設備	ベルトコンベヤ
	集じん設備	サイクロン、バグフィルタ
	貯留・搬出設備	貯留ホッパ

(4) ごみ排出量の実績

① ごみ区分の定義

本計画では、住民及び事業者等によって排出される全ての不用物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、事業者自身による処理や、資源化業者による資源回収（古紙類等）、住民による自家処理（生ごみの減量化等）によって処理されているもの（潜在ごみ）については、実数として捉えることが困難なことから、これらを除いたものを「ごみ排出量」とします。

「ごみ排出量」のうち、本町の家庭から排出されたものを「家庭系ごみ」、事業所や公共施設から排出されたごみを「事業系ごみ」とします。

また、家庭系ごみのうち「家庭排出ごみ」は、家庭系ごみから資源ごみを除いた値とします。

②ごみ排出量の推移

本町における過去5年間のごみ排出量の推移は、表 3-5 に示すとおりです。

この5年間で家庭系ごみは少しずつ減少傾向にあります。また、資源ごみの数値も比例して減少していますが、家庭系ごみの中での資源ごみが占める割合は、ほぼ同じ割合で推移しています。一定数の方にはリサイクルに対する意識が浸透しつつあるといえますが、資源ごみの占める割合が増加するよう、働きかけを強化していく必要があります。

一方で事業系ごみは年ごとに増減を繰り返している状況ですが、排出事業者にも、排出量の減少に関する協力、指導を行っていく必要があります。

表 3-5 ごみ排出量の推移

(単位:t)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
処理対象人口 10 月 1 日現在	15,688 人	15,512 人	15,309 人	15,010 人	14,719 人
家庭系ごみ	3,547.36	3,488.82	3,441.96	3,396.44	3,437.78
可燃ごみ	3,056.91	2,900.63	2,866.80	2,835.46	2,854.64
不燃ごみ	81.38	71.19	78.65	76.54	88.80
粗大ごみ	0.55	0.00	0.48	0.46	0.86
資源ごみ	408.52	517.00	496.03	483.98	493.48
金物類・カン類	51.81	50.57	48.61	45.43	52.24
ビン(白)	37.46	35.93	32.85	31.3	31.45
ビン(茶)	34.33	30.82	29.40	26.96	27.88
ビン(他の色)	14.94	13.78	13.47	13.94	13.98
ペットボトル	27.16	27.14	28.56	28.10	28.63
プラスチック容器類	46.80	48.45	49.51	50.34	52.41
新聞	42.47	84.42	89.22	91.52	93.83
雑誌	52.74	106.95	91.07	78.28	77.12
ダンボール	53.74	70.53	68.51	68.08	74.10
紙パック	2.80	2.97	2.87	3.14	2.97
ミックスペーパー	42.27	42.87	39.97	44.80	36.67
廃食油	2.00	2.57	1.99	2.09	2.20
事業系ごみ	852.82	816.97	922.65	877.68	764.19
可燃ごみ	852.82	816.97	922.65	877.68	764.19
ごみ排出量	4,400.18	4,305.79	4,364.61	4,274.12	4,201.97

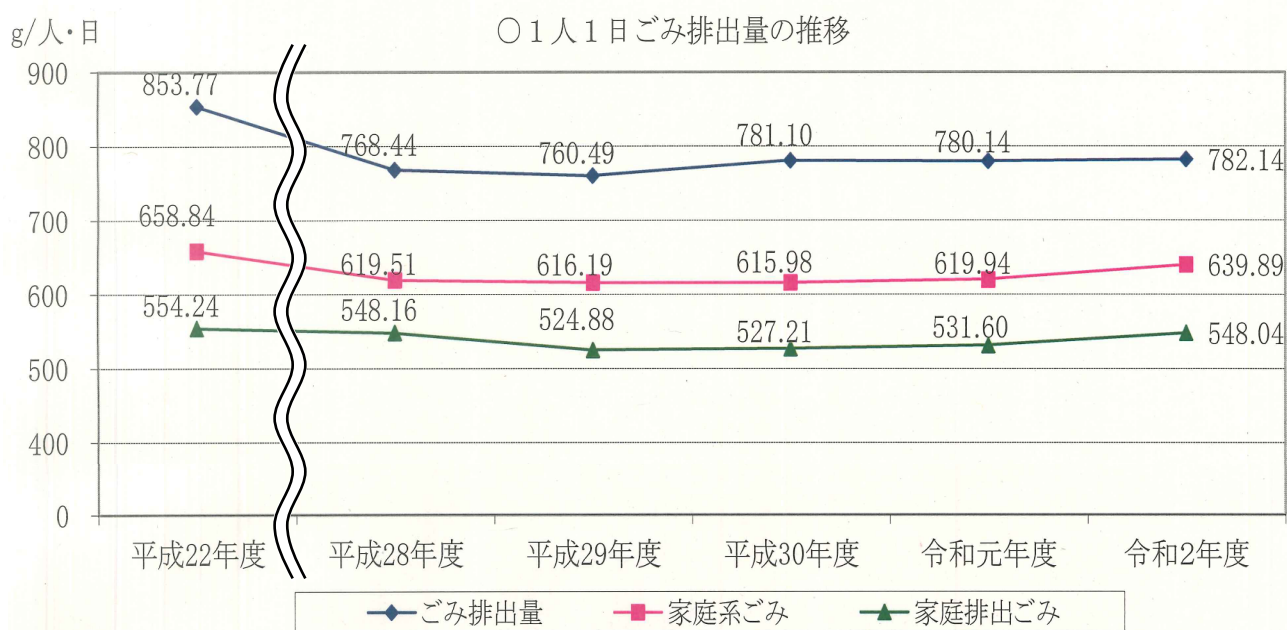
③1人1日ごみ排出量の推移

本町における過去5年間の1人1日ごみ排出量の推移は、表 3-6 及び下図に示すとおりです。平成 30 年度については事業系ごみの増加が要因となり、前年に比して大きく増加していますが、家庭系ごみの排出量については概ね横ばい傾向です

表 3-6 1人1日ごみ排出量の推移

	平成 22 年	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
処理対象人口(人) 10 月 1 日現在	16,738	15,688	15,512	15,309	15,010	14,719
ごみ排出量(t/年)	5,215.98	4,400.18	4,305.79	4,364.61	4,274.12	4,201.97
1人1日ごみ排出量 (g/人・日)	853.77	768.44	760.49	781.10	780.14	782.14
家庭系ごみ (g/人・日)	658.84	619.51	616.19	615.98	619.94	639.89
内 家庭排出ごみ (g/人・日)	554.24	548.16	524.88	527.21	531.60	548.04
事業系ごみ (g/人・日)	194.93	148.94	144.29	165.12	160.20	142.24

※ 家庭排出ごみとは、家庭系ごみのうち、資源ごみを除いたものです。



(5)ごみ処理の課題

地球温暖化などの地球環境への負担の軽減を図るため、資源の有効利用やごみの減量化、資源のリサイクルを今まで以上に推進していく必要があります。

これらの取り組みは、地域や組織、各家庭での生活様式の見直しによる解決が重要なことから、生活の中で出来る限り資源やエネルギーの無駄遣いをしない取り組みが重要となっています。

①家庭系ごみの発生抑制

本町の家庭系ごみの排出量は総じて減少・横ばいが続いている状況ですが、排出量のうち可燃ごみの占める割合が最も多く、排出量の約 83%以上を占めています。ごみの減量化を進めていく上で、まず可燃ごみの排出抑制に対する意識改革を推進していく必要があります。

その一つとして、現在 3R(リデュース、リユース、リサイクル)という言葉が定着しているなか、「不要なものは買わない(ごみの元となるものを買ったりもらったりしない)」という意味がある「リフューズ:Refuse」を加えた、『4R』を実践する取り組みが求められます。

また、各家庭から排出される生ごみの 80%は水分といわれ、焼却効率の低下にもつながります。生ごみをひとしぼりして水を切ることにより、簡単にごみの減量化もできるほか、悪臭も軽減されます。

今後も、一人ひとりが小さなことから意識し考えてもらえるよう、広報活動及び啓発を継続することが必要です。

②事業系ごみの減量化・資源化

事業系ごみの排出量はその年の経済状況によって増減を繰り返しています。

これまで事業系ごみの排出については、事業者の自己処理責任の原則により、事業者の自主性に任せていました。しかし、家庭系ごみに混ざって排出されていることがあるため、事業者の役割と社会的責任を明確にし、事業者にも発生抑制や減量化・資源化、分別排出の徹底等について、指導、啓発及び情報提供を行い、協力を呼びかけています。今後も、指導等を継続していく必要があります。

また、事業者自身もは再使用や資源化を考慮した商品開発、使用後の容器などの回収活動も重要であり、事業活動の中で廃棄物の有効活用を進めていくことも求められています。

③食品ロスの削減

食品ロスとは、食べ残しや消費期限が過ぎてしまったもの、食べられる部分の切りすぎによる廃棄など、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品のことです。

食品ロスを削減するには、消費者と事業者の協力が不可欠です。食品産業では、食品廃棄物の発生抑制の重要性が高い業種について、国が食品ロスの推進を図っているところですが、消費者も食品を買うときや外食をするときなど日々の生活のなかで過剰購買を控え、食べ残しをなくす等、食品ロスに対する認識をより高めた消費行動が必要です。

④収集・運搬体制の整備

ア. リサイクルステーションの適正管理

現在、資源ごみは町内に設置されているリサイクルステーションにより、24 時間出すことが可能になっています。リサイクルステーションは、多様なライフスタイルに合致して便利な反面、リサイクルできない指定外のごみが投棄されるなど、一部にマナー違反も見られ、各地区で問題となっています。リサイクルステーションが適正に利用されるよう、資源ごみの出し方について繰り返し説明を続けるとともに、個々人のモラルの向上が必要です。

イ. 収集・処理体制の整備

町内で排出される資源ごみは、主にリサイクルステーションによる収集（一部指定収集場所による拠点収集）を行っていますが、リサイクルステーションの各地区の設置数に偏りがあったり、設置されても必要数に満たず、旧来のごみ収集ステーションとリサイクルステーションが重複する地区があるなど、収集体制の偏りも見られます。

また、人口の減少が続く中でもごみ収集ステーションは増加の一途をたどっており、設置場所の見なおし、統一などの合理化が求められます。

これらのことを踏まえ、ごみの収集・運搬体制については、効率的でかつ公平な収集・運搬計画に適宜見直しを行い実行していくことが求められます。

⑤最終処分

一般廃棄物は町に処理責任があり、自区域内処理が原則となっていますが、現在、本町及び中巨摩地区広域事務組合では、独自の最終処分場は有しておらず、山梨県市町村総合事務組合立一般廃棄物最終処分場にて処理しています。

2. ごみ処理基本方針

近年「大量生産・大量消費・大量廃棄」を基調とした経済活動やライフスタイルの変化を背景に廃棄物は質・量ともに多様化し、地球温暖化などの深刻な問題を発生させています。これらの問題を解決するには、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会、いわゆる循環型社会の構築が有用となっています。

本町では、「第二次富士川町総合計画」の内容を踏まえ、住民の生活スタイルの省資源・省エネルギー型への転換を推進するごみの減量化、資源化や再利用に努め、住民、事業者、町の連携・協働で取り組む環境共生から、次のように基本理念と基本方針を定めます。

(1) 基本理念

一般家庭から排出されるごみは、住民の生活水準及び生活様式の変化などにより減少しつつも多様化の傾向にあります。

また、住民の環境への関心の高まりから、環境保全や省資源・省エネルギーへの対応の必要性がより一層認識され、3R プラス 1R の4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)運動の推進によるごみの減量化により、環境への負荷をできる限り軽減し、限りある資源を有効に利用することが強く求められています。

さらに、世界的な取り組みとなっている SDGs(持続可能な開発目標)を目指し、将来の世代のための地球環境や資源を守り、持続可能な社会を維持していく必要があります。

このような状況から、本町では「第二次富士川町総合計画」の将来像である「暮らしと自然が輝く 交流のまち ～“生涯” 快適に暮らせるまちを目指して～」を実現するため、「みんなで考え一緒に築くまちづくり」を取組目標とし、富士川町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(通称:「きれいなふるさとづくり条例」)に基づき、町民・事業者・町がそれぞれの立場で、生ごみの堆肥化等によるごみの減量化、再資源化の促進及びリサイクル意識の啓発などのごみの減量化に取り組み、環境にやさしい暮らしを進めるとともに、循環型社会の構築を目指します。

(2) 基本方針

前述の基本理念を踏まえて、本町は次の基本方針に従い適正なごみ処理を推進します。

①4Rの推進

循環型社会を構築するために、リフューズ(Refuse: 不要なものを買わない・ことわる)、リデュース(Reduce: 原材料やごみを減らす)、リユース(Reuse: 再使用する)、リサイクル(Recycle: 再資源化する)を推進します。

②環境に配慮した適正な処理体制の推進

減量化・資源化を行ってもなお廃棄物として排出されるごみについては、処理施設において経済的、技術的に可能な限り資源化を行い、最終的に残ったものについてのみ埋立による最終処分を行います。

また、ごみの処理においては、減量化・資源化のみでなく、CO₂ の削減や処理に係るエネルギーの削減等にも配慮します。

③各主体の連携によるごみの発生抑制、減量化・資源化の推進

住民、事業者、町がそれぞれの役割と責任を自覚し、積極的、主体的にごみの発生抑制や減量化・資源化を推進していく体制を整備することが必要です。住民、事業者、町及び市民団体、NPOなどが連携しながら、ごみ処理やリサイクルに関する情報を十分に共有し、減量化等に対する取り組みを推進していくことが必要です。

また外部から訪れる方々に対しても、町内に余計なごみを持ち込まない、残さないように、協力していただくことが必要です。

3. ごみの発生量及び処理量の見込み

(1) 将来人口の見込み

富士川町の将来のごみの排出量の前提となる将来人口については、実情に近い数値を計画目標値にするために、国勢調査による人口増減率から令和 7 年度の人口を 13,700 人、令和 13 年度の人口を 12,600 人とします。

(2) 排出抑制及び再生利用に関する目標

ごみの総排出量は人口減少に伴い、減少傾向にあります。家庭系ごみの一日一人あたりの排出量は、平成 28 年の 620g/人・日と比べ、令和 2 年では 639g/人・日となり増加しています。

また、前計画における家庭系ごみの減量目標と比べてみても、令和 3 年度までの目標値である 594g/人・日に対し、令和 2 年度の時点で、目標達成までに 45g 多い状況です。

このことから、家庭系ごみの目標達成に向けては、更なる発生抑制及び減量化に取り組む必要があります。

今後のごみの排出抑制の目標については、前計画に引き続き、住民 1 人 1 日当たりのごみ排出量(=可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの合計)と、住民 1 人 1 日当たりの資源ごみ排出量を指標として用います。

目標値

排出抑制 : 令和 2 年度の家庭系ごみの排出量 639g/人・日



令和 13 年度の家庭系ごみ排出量 576g/人・日

資源ごみ : 令和 2 年度のリサイクル率 14.4% (排出量 92g/人・日)



令和 13 年度のリサイクル率 25.0% (排出量 144g/人・日)

表 3-8 計画目標年次のごみ排出量・資源回収率

	令和 2 年度	令和 7 年度	令和 13 年度
処理対象人口	14,719 人	13,700 人	12,600 人
ごみ排出量(t/年)	4,195.42	4,245.25	3,839.49
家庭系ごみ(t/年)	3,431.23	3,054.34	2,648.58
(内家庭排出ごみ(t/年))	2,937.75	2,468.11	1,986.43
(内資源ごみ(t/年))	493.48	586.23	622.14
1人1日ごみ排出量(g/人・日)	780.92	848.96	834.85
家庭系ごみ(g/人・日)	638.67	610.81	575.90
(内家庭排出ごみ(g/人・日))	546.82	493.57	431.93
(内資源ごみ(g/人・日))	91.85	117.23	143.98
リサイクル率(資源回収率)	11.8%	13.8%	17.2%
【家庭系のみ ※1】	14.4%	19.2%	25.0%

※1 家庭から排出されるごみの資源化率。資源物÷(家庭系ごみ+資源物)

4. ごみの排出抑制・減量化のための方策に関する事項

(1) 4Rの推進

①ごみの排出抑制のための活動促進

ア.【リフューズ : Refuse】(不要なものは買わない・ことわる)

マイバッグを活用してレジ袋を断わったり、過剰包装を断わったり、マイタンブラーを使用して使い捨て容器をもらわないなど、ごみの減量を図ります。

イ.【リデュース : Reduce】(原材料やごみの発生を減らす)

使い捨て商品になるべく買わず、丈夫なものを長く使ったり、詰め替え用品を使用し、ごみになるようなものを家に持ち込まないことで、ごみの減量を図ります。

<取組み>

- ◆ごみになるものをもらわない、買わない、本当に必要なものかを考える生活を目指します。
- ◆町の広報誌やホームページ、ごみに関する出前講座の開催等により情報提供と周知啓発を行い、ごみを出さないライフスタイルへの移行を促します。
- ◆レジ袋削減・マイバッグの活用を促します。

- ◆使い捨て商品の利用抑制を推進します。
- ◆物を大切にし、長期間使用するように啓発します。
- ◆生ごみの減量化・資源化を促進するため、引き続き効果的な方策等について検討します。

②再使用の促進と再生品利用の促進

ア.【リユース：Reuse】（再使用し、ものを長く使う）

使えるものをすぐ捨てずに、繰り返し長く使えるよう修理したり、不用品などは、フリーマーケットやリサイクルショップなどを利用して欲しい人に譲ることで、ごみの減量を図ります。

イ.【リサイクル：Recycle】（再資源化やエネルギーとして有効に活用）

不用となった紙、ビン、缶などの資源を分別収集し、資源化します。また、排出されたごみに含まれる資源物を回収します。さらに、リサイクル製品を積極的に利用することで、ごみの減量を図ります。

<取組み>

- ◆「捨てればごみ、分ければ資源」を合い言葉に、より一層の分別を推進し、町民一人ひとりの協力を呼びかけます。
- ◆ごみを出さない、ものを生かす生活・活動を実践します。
- ◆リサイクル商品や環境に優しい商品の購入（グリーン購入）を推奨するため、啓発活動を行います。
- ◆リユース食器の活用を促します。
- ◆資源ごみの排出について、リサイクルステーションのさらなる利用を促進します。
- ◆食品残渣の資源化を促進します。

(2)普及啓発・環境教育の充実

循環型社会を構築するためには、住民、事業者、町の全ての主体が環境問題に関心を持ち、実践的な活動に結び付けられるよう、ごみ問題を含めた環境問題に対する普及啓発・環境教育の充実が必要です。

住民の環境問題への認識を深め、ごみを必要以上に出さない生活への転換を訴えながら、ごみの適正排出が可能となるよう努めます。

また、今後の社会を担っていく子どもたちが、環境問題やごみ処理のあり方について興味・関心を持ち、意識を高められるような働きかけを行うことが必要です。

<取組み>

- ◆町の広報誌及びホームページ等により、ごみの減量化の取り組みやリサイクルについて啓発活動を進めます。
- ◆転入者及び希望者に対し、ごみの分け方・出し方を詳しく説明します。
- ◆地域、保育所、小中学校等において出前講座を積極的に行います。

5. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1)ごみの収集運搬及び処理に関する基本的事項

①収集運搬計画

現行の委託業務と一般廃棄物収集運搬許可業者を中心とした収集運搬体制を維持することとします。

排出されるごみは再資源化を推進し、より経済的かつ合理的な収集運搬体制の確立を目指します。

町内全域を収集運搬地域とし、収集運搬方法は、現行の方法を継続しつつ、資源ごみの収集についてはリサイクルステーションによる収集への切り替えを推進していきます。

また、ごみ収集ステーションの統合、廃止などの適正配置や、リサイクルステーションの設置場所の確保及び適正数の設置に努めることとします。

収集方法、中間処理等に変更が生じた場合は、その都度最適な方法を検討し、見直しを図ります。

事業系ごみを収集する許可業者の数が事業系ごみ量に対して、適正なものとなるよう努めます。

②中間処理計画

収集した可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみは、すべて中巨摩広域事務組合清掃センターで中間処理し、そのうち可燃ごみは焼却施設で焼却します。不燃ごみ及び粗大ごみは破碎施設でより細かく破碎し、資源として利用できるものは再資源化し、残ったもののうち可燃ごみは焼却、不燃ごみは埋立処分を行います。

資源ごみは、再生事業者へ直接売却できるものは回収業者を経由して売却し、中間処理が必要なものは民間委託して異物除去、選別、圧縮、破碎等を行います。

③最終処分計画

平成 30 年 12 月 1 日から操業を開始した、山梨県市町村総合事務組合立一般廃棄物最終処分場に搬入を継続していきます。

④ごみ処理広域化

平成 20 年 3 月に山梨県が策定した「山梨県ごみ処理広域化計画」で、県内のごみ処理施設の集約が計画されました。

平成 29 年 10 月に本町から排出されるごみの中間処理を行っている中巨摩地区広域事務組合のほか、峡北広域行政事務組合、峡南衛生組合の構成 11 市町において、ごみ処理施設を 1 施設に集約することの基本合意を締結。

平成 30 年には、峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化推進協議会が発足し、令和 2 年に山梨県知事から山梨西部広域環境組合の設立が許可されました。

現在、令和 13 年 4 月 1 日の稼働に向け、ごみの減量化や資源化、そして、ごみの適切かつ効率的な処理等について、構成市町や関係機関と協議を進めています。

6. その他ごみ処理に関し必要な事項

(1)ごみ収集・処理にかかる経費負担の適正化

ごみ処理経費の動向を見ながら、収集運搬業務の継続性・安定性など経費負担の適正化について検討を行います。

(2)廃棄物・リサイクル関連法への対応

廃棄物・リサイクル関連法の改正が行われた際、本町は、これらの法制度に対応したごみ処理施策を推進するとともに、住民、事業者へ法制度の目的や内容などに関する情報提供を行います。

(3) 災害廃棄物対策

大規模災害が発生した際には、短期間に多量の廃棄物が発生し、その発生量は災害規模によっては通常の年間処理量の数倍に至ります。

平成 26 年 3 月に国(環境省)が取りまとめた「災害廃棄物対策指針」では、都道府県や市町村は処理計画を作成し、災害に備えることが定められました。

山梨県においても、平成 29 年 4 月に「山梨県災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物処理に関する平常時の対応、発災後の応急対応及び復旧・復興対応について必要な事項を定めています。

本町は、災害時におけるごみ処理に関する事項を、富士川町地域防災計画に定めていますが、災害時の仮置場の確保や廃棄物の分別方法及び処理方法など、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、富士川町災害廃棄物処理計画の策定を進めています。

(4) 不適正処理・不法投棄対策

現在、峡南地域廃棄物対策連絡協議会において巡回パトロールを行っています。不法投棄量は第一次計画策定時よりは減少しているものの、近年では横ばい状態が続いており、依然として根絶には至らない状況です。

今後も警察や県など関係機関と連携し、取締りを強化するとともに、引き続き不法投棄の監視及び通報体制を継続します。また、町民や事業者にも、不法投棄の監視や発見、通報等の協力を求めています。

第4章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理の状況

家庭から排出される生活排水は、公共下水道や合併処理浄化槽などにより処理されていますが、人口減少に伴い下水道や合併浄化槽などによる処理人口も減少しています。

また、令和2年度末時点の生活排水クリーン処理率(生活排水を下水道や合併処理浄化槽などの処理施設によって処理している人口の割合)も、82.9%と、県全体平均の84.4%を下回っています。生活環境の向上のために、下水道接続及び合併浄化槽への切替を促進していく必要があります。

表 4-1 処理形態別人口 (単位:人)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
計画処理区内人口	15,592	15,409	15,187	14,864	14,599
水洗化・生活雑排水処理人口	13,709	12,824	12,682	12,387	12,106
下水道	12,229	11,876	11,812	11,704	11,434
農業集落排水施設	72	66	67	67	66
合併処理浄化槽	1,408	882	803	616	606
生活排水クリーン処理率(%)	87.9%	83.2%	83.5%	83.3%	82.9%
(山梨県処理率)	81.3%	82.2%	83.2%	83.8%	84.4%

※山梨県県土整備部下水道室データより(人口は3月31日現在の値)

(2) 生活排水の処理体系と処理主体

本町における生活排水の処理主体は、表 4-2 に示すとおりです。

公共下水道について、釜無川流域下水道は山梨県が管理し、農業集落排水施設は本町で管理しています。

合併浄化槽については、多くは個人等が管理していますが、公共施設等に設置されているものは、一部本町で管理しています。

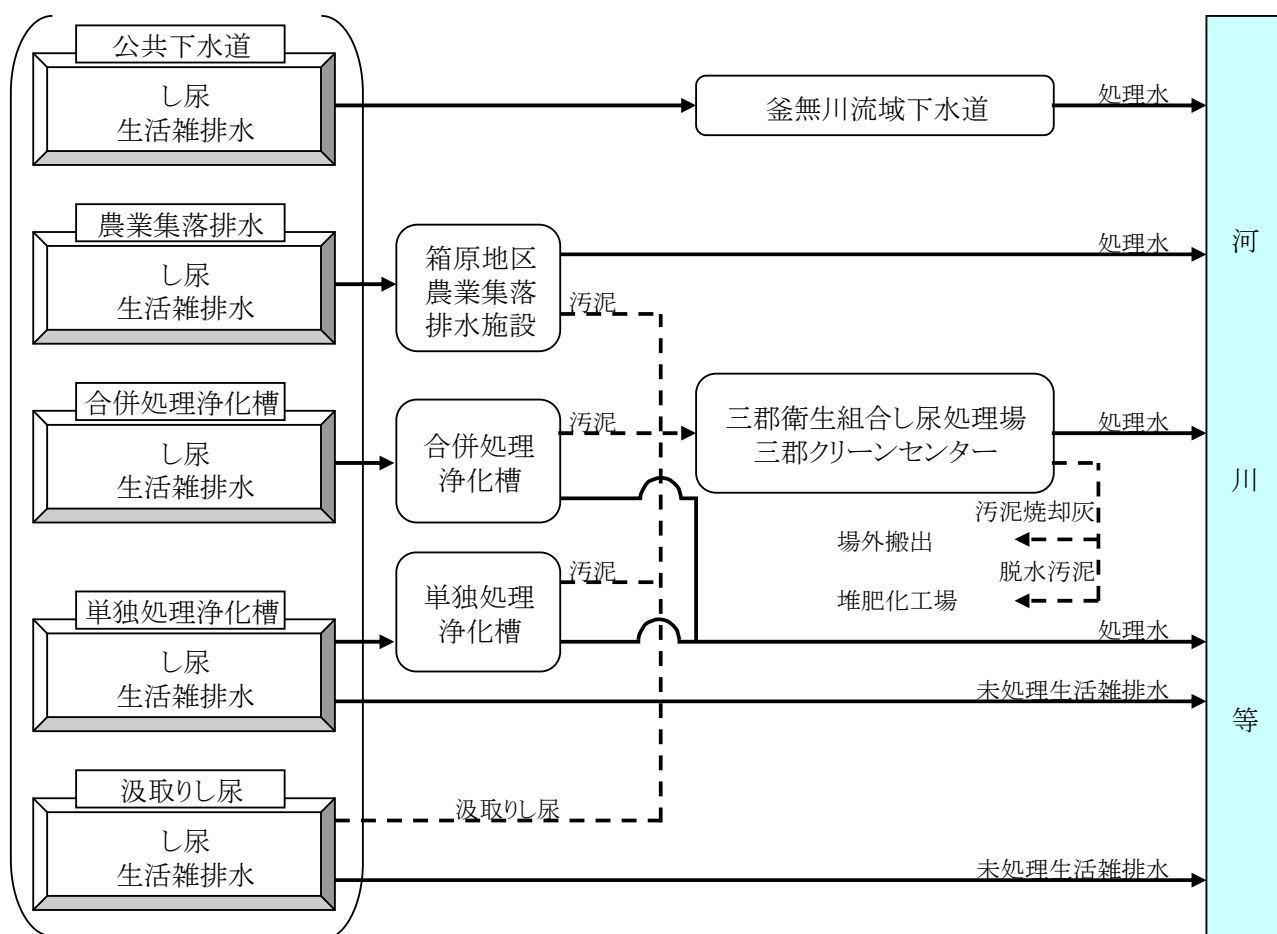
単独浄化槽については、個人等で管理していますが、平成13年に浄化槽法の改正により、新規設置は禁止され、合併浄化槽の設置に努めることとされています。

処理すべき生活排水は、トイレのし尿及び台所や風呂などの排水です。公共下水道及び農業集落排水、合併処理浄化槽は、施設内で浄化したあと河川等に放流されますが、単独浄化槽ではし尿のみの処理であるため、生活排水はそのまま河川等に放流されることになり、環境負荷が大きい状況です。

表 4-2 排水処理施設の種類と処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活排水	釜無川流域下水道
農業集落排水施設	し尿及び生活排水	富士川町
合併処理浄化槽	し尿及び生活排水	個人、事業所
単独浄化槽	し尿	個人、事業所

生活排水処理フロー



①公共下水道

本町の公共下水道事業は最勝寺、天神中條、大久保、菴米、小林、長澤、大柵、青柳町、鰯沢北区、鰯沢中区、鰯沢南区で実施されています。

その概要は下表のとおりです。

表 4-3 釜無川流域関連公共下水道事業

事業名	釜無川流域関連公共下水道事業
供用開始	H5年
下水排除方式	分流式
処理方法	標準活性汚泥法
計画面積(ha)	528.1
計画処理人口(人)	10,030
計画汚水量(m ³ /日)	5,991
釜無川浄化センター 放流水質(日間最大)	BOD : 15mg/ℓ 以下 SS : 40mg/ℓ 以下

②農業集落排水

本町では1か所で農業集落排水による生活排水処理が行われています。
その概要は下表のとおりです。

表 4-4 箱原地区農業集落排水施設

処理施設名称	箱原農業集落排水施設
供用開始	H8年
処理方法	沈殿分離槽前置接触ばっ気方式
計画処理人口	170人
全体計画汚水量(m ³ /日)	45.9
放流水質	BOD:20mg/ℓ 以下 SS : 50mg/ℓ 以下

2. し尿処理の現状

(1)し尿等の収集・運搬の状況

本町のし尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、本町の行政区域全域となっており、収集運搬は許可業者が浄化槽清掃業と併せて行っています。

収集業者は、バキューム車を用いて収集を行っており、その内訳を表 4-5 に示します。

表 4-5 収集業者及び収集車両の内訳(令和 3 年度)

収集業者		収集区分		収集車両(台)			
区分	業者数	し尿	浄化槽汚泥	2.0t	3.0t	4.0t	合計
許可	3	○	○	2	1	2	5

また、し尿及び浄化槽汚泥の処理施設への搬入量は次のとおりです。

表 4-6 し尿及び浄化槽汚泥の収集実績

年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
搬入量 (kℓ/年)	汲取りし尿	264	222	222	221	209
	浄化槽汚泥	1,697	1,601	1,657	1,452	1,414
	合計	1,961	1,823	1,879	1,674	1,623
一日平均搬入量 (kℓ/日)		5.37	5.00	5.15	4.57	4.45

注1) 一日平均搬入量は、合計値を年間日数で除して算出しています。

(2)し尿処理施設の概況

本町で収集されたし尿及び浄化槽汚泥の処理は三郡衛生組合のし尿処理施設に搬入され、処理されています。

三郡衛生組合のし尿処理施設の概要は次のとおりです。

表 4-7 処理施設の概要

項目	施設概要
名 称	三郡衛生組合 し尿処理場(三郡クリーンセンター)
所在地	南アルプス市東南湖 1080
構成市町村	南アルプス市(旧八田村、旧白根町及び旧芦安村を除く)・市川三郷町(旧六郷町を除く)・富士川町
計画処理能力	61kℓ／日(し尿 12kℓ／日・浄化槽汚泥 49kℓ／日)
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理設備
放流先	横川
放流水質	pH(水素イオン濃度) 5.8～8.6 BOD(生物化学的酸素要求量) 10mg／ℓ以下 COD(化学的酸素要求量) 15mg／ℓ以下 SS(浮遊物質) 5mg／ℓ以下 T-N(総窒素) 15mg／ℓ以下 T-P(全リン) 1mg／ℓ以下 色度 20 度以下 大腸菌群数 1,000 個／cm ³ 以下

3. 生活排水処理推進計画

(1)生活排水処理の基本方針

本町のトイレ水洗化や生活排水処理の状況の指標となる生活排水クリーン処理率は、令和元年度から県全体の平均を下回りはじめており、生活排水による河川等の水質汚濁が続いている状況にあります。

未処理の生活排水が河川に流入することを防ぐため、公共下水道認可区域においては計画的な整備を進めるとともに、それ以外の農業集落排水事業区域を除く地域については、合併処理浄化槽設置の補助を行うなどして、設置整備を図ります。

また、下水道や農業集落排水の供用区域内においては、町民・事業者に対して接続率の向上を図ります。

(2)計画処理量及び計画処理人口

基本方針に基づき、計画目標年次までに本町における生活排水処理率の目標を次のとおりとします。

表 4-8 生活排水処理の目標

区 分	現 在	目標年度
	令和 2 年度	令和 13 年度
生活排水クリーン処理率	82.9%	96.7%

表 4-9 人口の内訳

(単位:人)

区 分	現 在	目標年度
	令和 2 年度	令和 13 年度
行政区域内人口	14,599	12,600
計画処理区域内人口	14,599	12,600
水洗化・生活排水処理人口	12,106	12,180

表 4-10 生活排水の処理形態別内訳

(単位:人)

区 分	現 在	目標年度
	令和 2 年度	令和 13 年度
計画処理区域内人口	14,599	12,600
生活排水処理人口	12,106	12,180
公共下水道	11,434	11,700
農業集落排水	66	60
合併処理浄化槽	606	420

4. し尿・汚泥の処理計画

(1) し尿・汚泥に係る将来予測

3の(2)に基づく生活排水処理人口の計画値を踏まえ、将来のし尿及び汚泥の処理量を予測すると、次表のとおりとなります。

汲取りし尿・浄化槽汚泥ともに搬入量は減少を続けるものと見込まれます。

表 4-11 し尿及び浄化槽汚泥の収集予測

	令和 2 年度	令和 7 年度	令和 13 年度
平均搬入量(kℓ/年)	1,623	1,029	534
汲取りし尿	209	114	35
浄化槽汚泥	1,414	915	499
一日平均搬入量(kℓ/日)	4.45	2.82	1.46

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

①収集・運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬体制については、現行において十分な行政サービスを提供する体制が整っていることから、今後も現行と同じ許可業者が収集・運搬を行うこととし、社会情勢や処理体制等の大幅な変更が生じた際には必要に応じた見直しを行うこととします。

②処理体制

本町のし尿及び浄化槽汚泥は三郡衛生組合のし尿処理施設で処理していますが、受け入れに対応する処理能力があることから、当面三郡衛生組合の施設で処理するものとします。

5. その他の取り組み

生活排水処理対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施しています。

特に、発生源対策として各家庭の台所でできる対策(生ごみや廃食油などを排水溝に流さない、食器洗いの前に油汚れをふきとるなど)について、町の広報誌やパンフレット配布等によって啓発を継続していきます。

また、下水道への加入促進を図るとともに、個人や事業所が設置している浄化槽については、定期的な保守点検・清掃及び法定点検を実施していただくよう、広報誌等を通じて浸透させていくこととします。